

交通事故を起こさないための防衛運転法

ドライバーのみなさんへ

交通事故を抑止するためには、ドライバー一人一人の安全意識が大切です。ここに掲げた内容は、単に知っているだけでは用をなさず、日々実践して習慣化されなければならないものばかりです。機会あるごとに読み、そして実践して交通事故防止に役立ててください。

1 横断歩行者を見たら減速し、相手の動きを確かめよ

横断歩道や交差点付近を横断しようとしている歩行者や横断中の歩行者があるときは、安全な速度に減速又は一時停止して、その通行を妨げないようにする。また、歩行者は考え事をしたりして車の接近に気づいていなかったり、急に飛び出したり、後もどりするので、見込み（だろう）運転を避けて、予測（かもしれない）運転に心掛け、その動静には十分注意する。



2 高齢者に注意せよ

高齢者は、車の接近に気づかなかったり、歩行速度が遅いため、高齢者が道路付近にいたり、道路を横断しているときは、安全な速度に減速又は一時停止して、高齢者の安全に配慮して進行する。

3 子供に注意せよ

子供が道路付近にいるときは、突然の飛び出しなどに備えて、安全な間隔を取り、安全な速度に減速し、その動静に十分注意して進行する。

4 自転車や原付車に注意せよ

自転車や原付車は、運転者の身体が車外にさらされている上、車体が不安定で急な進路変更や路面の段差等による転倒等が予想されるので、安全な間隔を取ってその動静に注意して進行する。

5 早めのブレーキに心掛けよ

急ブレーキを踏むことにならないように、ゆとりをもった運転をし、ブレーキを踏むときには数回に分けて踏むなど、減速していることが後続車にわかるようにする。

6 十分な車間距離を確保せよ

走行中は、前車の動静に注意し、前車が急に減速しても追突しないように十分な車両間隔をとる。

7 大型車の直後は避けよ

大型トラックやバスの直後を進行するときは、前方の交通状況が確認できるよう、安全な車間距離を保ち、安易な追い越しなどは絶対にしない。

8 合図は確実に、周囲の安全を確かめてから進路変更せよ

進路を変更するときは、周囲の安全を確かめてから、行為の3秒前に合図を行い、徐々に行動に移す。

9 信号機だけに頼らず安全を確認せよ

信号無視の車両や急に飛び出す歩行者もいるので、交差点発進時等には、信号が青でも交差点内に居残り車両や歩行者等がないことなど、安全を確かめて進行する。

10 信号機のない交差点では安全な速度に減速して、交差道路の安全を確かめよ

信号機のない交差点を通行するときは、狭い道路から優先順位を無視して進入して来る車両もあるので、安全な速度に減速して交差道路の安全を確かめる。

11 運転中の携帯電話等の使用・画像注視はやめよ

運転中の携帯電話使用や携帯・カーナビ等の画像を注視する行為は、法律で禁止されているほか、前方不注視や漫然運転の原因となる危険な行為であるので、絶対にしてはならない。また、ハンズフリー通話装置を使用しても通話も会話に気を奪われ、注意力が低下するおそれがあるので、運転中の使用は控える。

12 他車の側方を通過するときは、安全な間隔を確保せよ

他車の側方を通過するときは、他車の急な進路変更等に備え、安全な間隔をとって、相手の動静に注意して進行する。

13 日没30分前（早め）にはライトを点灯せよ

夕暮れ時には、周りの歩行者や車両に車（自分）の存在を気づかせるため、日没30分前には、ライト（前照灯下向き）を点灯して走行する。

14 原則上向きライト（走行用前照灯）で走行せよ

夜間走行時には、歩行者や障害物を早めに発見するため、対向車や直前を走行する車両がないときには、原則上向きライトで走行し、進路前方の安全を確認する。

※ 前照灯の照射範囲

- 走行用前照灯（上向き）～100メートル（走行時間～50km/hで7秒強）
- すれ違い用前照灯（下向き）～40メートル（走行時間～50km/hで3秒弱）

15 トンネル内もライトを点灯せよ

トンネルを走行する時には、ライトを点灯し、周囲に車両（自分）の存在を知らせるとともに、進路前方の安全を確認する。

16 常に自分の心身、車両の状態、道路、天候等を考慮して運転せよ

自分の心身、車両、道路交通環境、天候の状態など、時間、場所、状態に応じて、運転技術や車両性能を過信せず、危険事態を予測して、十分余裕をもって行動できるような運転に心掛ける。



鹿児島県警察本部交通企画課

